

浦添市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、浦添市立図書館(以下、「市立図書館」という。)の雑誌コーナーを活用し、広告を掲載する者(以下「雑誌スポンサー」という。)を募集することにより、新たな財源を確保し、雑誌コーナー等の充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサーが雑誌の購入費用を負担して市立図書館に提供寄贈し、市立図書館の雑誌コーナー等に排架できるようにする。雑誌スポンサーは、提供する雑誌の表紙及び裏表紙にスポンサー名等の広告を掲載できるものとする。

(雑誌スポンサーとなることができる者)

第3条 雑誌スポンサーは企業、商店、団体等を対象とし、個人からの提供は対象外とする。

2 次の各号に該当するものは雑誌スポンサーになることができない。なお、雑誌提供期間中に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法及び会社更生法による再生又は更正手続中の事業者
- (2) 法律、法令に基づく命令、条例及び規則等に違反した事業者
- (3) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けている事業者
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
- (5) その他、教育長が適当でないと判断した者

3 自ら発行する雑誌のスポンサーになることはできない。

(雑誌スポンサーの広告内容)

第4条 広告の内容は、市立図書館の公共性を損なうおそれがなく、かつ、利用者に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤解されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) その他、市立図書館に適切でないとと思われる広告

(雑誌の選択)

第5条 雑誌のスポンサーは、市立図書館が作成した別紙「雑誌リスト」から提供する雑誌を選択する。なお、選択できる雑誌の冊数は5点以内とする。

(広告等の掲示期間等)

第 6 条 雑誌への広告の掲示期間は、広告掲載雑誌の所蔵期間と同様とする。但し、広告掲載雑誌が探索、回収の努力にもかかわらず所在不明又は回収不能となった場合は、この限りでない。

2 広告掲載雑誌が所蔵期間中に汚破損や紛失等により弁償対象となり、代替資料での弁償となった場合は、代替資料に広告物を掲示できる。その際、雑誌スポンサーは市立図書館からの求めに応じ、代替資料に貼り付ける広告物を提出する。

(広告等の作成及び表示)

第 7 条 雑誌スポンサーは、スポンサー名の記載された広告物を市立図書館が指定する必要枚数分作成し、提出する。広告物の貼り付けは、市立図書館で行う。

2 広告物は、雑誌表紙広告ア(以下、「広告ア」という)及び雑誌裏表紙広告イ(以下、「広告イ」という)に掲示できるものとする。

3 広告物は、第 4 条に定める範囲でスポンサーの裁量によるデザイン、表示色とすることができる。

4 広告物のサイズ及び掲示位置は、原則次のとおりとする。但し、雑誌の判型及び装備によっては市立図書館によるサイズの指定及び掲示位置の調整を行う。

(1) 広告アは縦 6 c m × 横 13 c m 以内とし、掲示位置は概ね雑誌の底辺より 4 c m 上部の中央とする。

(2) 広告イは縦横各 17 c m 以内とし、掲示位置は概ね雑誌の天部より 1 c m 下部の中央とする。

5 広告内容に変更等がある場合は、市立図書館と協議の上、修正できるものとする。

(雑誌の排架位置)

第 8 条 雑誌の排架位置は市立図書館が決定する。

(募集期間)

第 9 条 次年度雑誌スポンサーの募集は、定期募集として図書館長が毎年 10 月以降に募集期間を定めて行う。

2 定期募集が終了した後に雑誌スポンサー応募申し込みがあった場合は、雑誌スポンサーが決定していない雑誌に限り、随時受け付ける。

(申し込み方法)

第 10 条 雑誌スポンサー制度に申し込みをしようとするものは、「雑誌スポンサー制度申込書」(様式第 1 号)に必要事項を記入し、広告物の見本とともに市立図書館に持参、又は郵送のいずれかの方法により提出する。

(雑誌スポンサーの選定及び広告内容審査)

第 11 条 雑誌スポンサーの選定及び広告内容審査は、「雑誌スポンサー選定及び審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において行う。審査委員会については別途定める。

2 雑誌スポンサーの選定にあたっては、既に当該雑誌の雑誌スポンサーとなっているものの希望を優先する。

3 1 つの雑誌について複数の申し込みがあった場合は、抽選により雑誌スポンサーを決定する。但し、第 9 条第 2 項に該当する場合は、申込順に雑誌スポンサーを決定する。

(審査結果の通知)

第 12 条 雑誌スポンサーに決定した場合は、雑誌スポンサー決定通知書(様式第 2 号)により通知する。雑誌スポンサーに決定したものは市立図書館が指定する日までに広告物を提出しなければならない。

(覚書の締結)

第 13 条 雑誌スポンサーに決定したものと市立図書館との間で覚書(様式第 3 号)を締結する。

(契約の期間)

第 14 条 市立図書館と雑誌スポンサーの契約期間は、一会計年度とする。但し、年度途中で雑誌スポンサーに決定した場合は、決定内容が効力を発する月から当該年度の 3 月までとする。

(契約の延長)

第 15 条 契約の延長については、市立図書館又は雑誌スポンサーいずれかの書面による契約解約の意思表示がある場合以外は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とするが、最長で 3 会計年度の間とする。

(雑誌購入費用の支払方法等)

第 16 条 雑誌スポンサーの提供する雑誌代金の支払いは、市立図書館指定の納入業者に所定の期日までに雑誌スポンサーが直接支払うものとする。なお、雑誌代金の支払いの対象期間は提供雑誌の納入を開始した日から当該年度の 3 月納品分までとする。

(雑誌の休廃刊時の措置)

第 17 条 雑誌スポンサーの提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、雑誌スポンサーの選択により、契約を終了し、もしくは図書館との協議の上、別の雑誌に広告物を掲示することができる。

(申し込み先及び問い合わせ先)

第 18 条 雑誌スポンサー制度の申し込み及び問い合わせは下記で受け付ける。

浦添市立図書館

担当：奉仕係 雑誌スポンサー制度担当

〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶二丁目 2 番 1 号

T E L : 098-876-4946(よくよむ)

F A X : 098-875-1772

メール：tosyokan@city.urasoe.lg.jp

附則

- 1 この要領は、平成 25 年 10 月 1 日をもって制定し、平成 26 年度浦添市立図書館雑誌スポンサー募集手続から適用する。
- 2 平成 25 年 2 月 1 日から適用の浦添市立図書館スポンサー制度実施要領は平成 25 年度末日をもって廃止する。